

千葉市都市モノレール施設条例をここに公布する。

平成18年3月28日

千葉市長 鶴岡 啓一

千葉市条例第29号

千葉市都市モノレール施設条例

(目的)

第1条 この条例は、都市モノレール施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、本市における都市交通の円滑化を図り、もって公衆の利便の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「都市モノレール施設」とは、主として道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）に架設される1本の軌道けたに懸垂して走行する車両によって人又は貨物を運送するための当該軌道けた、停留場、電線、変電所その他の施設のうち本市の所有に属するものであって、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道事業（以下「軌道事業」という。）の用に供するもの（道路であるものを除く。）をいう。

(設置)

第3条 本市は、次の表に定める路線に係る軌道事業の用に供するため、都市モノレール施設を設置する。

起 点	終 点	延 長
千葉市中央区中央港1丁目地内	千葉市中央区長洲1丁目地内	3.23キロメートル
千葉市中央区新町地内	千葉市若葉区千城台西2丁目地内	12.12キロメートル

(使用)

第4条 都市モノレール施設は、軌道事業であって都市モノレール施設によって行うものに係る軌道法第3条の規定による特許を受けた千葉都市モノレール株式会社（以下「会社」という。）に使用させるもの

とする。

(使用の制限)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、都市モノレール施設の使用を制限することができる。

- (1) 会社が都市モノレール施設を破損し、若しくは滅失したとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 会社がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、都市モノレール施設の管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第 6 条 会社は、都市モノレール施設の保守点検及び修繕その他の維持管理に要する費用の額を超えない範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 使用料の納入方法は、規則で定める。この場合において、使用料を前納するものとしたときにおける既に納付した使用料は、特に必要があると認めるときを除き、還付しない。

(使用料の減免)

第 7 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、都市モノレール施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 当分の間、市長は、会社と協議して、会社に都市モノレール施設の保守点検及び修繕その他の維持管理（以下この項において「保守等」という。）を行わせることができる。この場合において、会社が保守等に要する費用を負担するときは、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の使用料は、徴収しない。